

# 松本地域戦略会議設置要綱

## (目的)

第1 県と市村が連携し、松本地域の持つ個性・魅力を活かした政策のあり方や方向性を一体となって検討する場として、「松本地域戦略会議」(以下「戦略会議」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2 戦略会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 松本地域の特色や実情を踏まえた地域ビジョンの策定に関すること
- (2) 地域ビジョンの推進に関すること
- (3) その他松本地域の政策課題に関すること

## (構成等)

第3 戦略会議は座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、松本地方事務所長をもって充てる。
- 3 戦略会議の座長及び委員は、別表1のとおりとする。

## (会議)

第4 戦略会議は、座長が招集し、主宰する。

- 2 委員は、座長に対し会議を招集することを求めることができる。
- 3 座長は、オブザーバーとして別表2に掲げる職にある者の出席を求めることとする。
- 4 座長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者の出席を求めることができる。

## (幹事会)

第5 戦略会議に付すべき事項をあらかじめ協議するとともに、必要な連絡調整を行うため、戦略会議に「松本地域戦略会議幹事会」(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、松本地方事務所地域政策課長をもって充てる。
- 4 幹事長及び幹事は、別表3のとおりとする。

## (部会)

第6 地域ビジョンの推進を図るため、必要に応じて戦略会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## (庶務)

第7 戦略会議の庶務は、松本地方事務所において行う。

## (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(別表 1)

座長及び委員	松本市長 塩尻市長 安曇野市長 麻績村長 生坂村長 山形村長 朝日村長 筑北村長 松本地方事務所長 松本保健福祉事務所長 松本建設事務所長 安曇野建設事務所長
--------	--

(別表 2)

オブザーバー	松本広域連合事務局長 中信労政事務所長 松本農業改良普及センター所長 中信教育事務所長
--------	--

(別表 3)

幹事長及び幹事	松本市政策課長 塩尻市企画課長 安曇野市企画政策課長 麻績村総務課長 生坂村総務課長 山形村総務課長 朝日村総務課長 筑北村総務課長 松本広域連合福祉・地域課長  松本地方事務所地域政策課長 松本保健福祉事務所総務課長 松本建設事務所計画調査課長 安曇野建設事務所整備課長
---------	---